

Title	ゲイツ教授とアメリカ公有地史
Sub Title	Paul Wallace Gates and the public lands
Author	岡田, 泰男
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1970
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.63, No.10 (1970. 10) ,p.790(74)- 799(83)
JaLC DOI	10.14991/001.19701001-0074
Abstract	
Notes	学界展望
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19701001-0074

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ゲイツ教授とアメリカ公有地史

岡田 泰 男

「イリノイ中央鉄道について調べているとき、はじめに公有地関係の史料を取扱い、その面白さに夢中になったが、気がついてみると、そのまま、三十年以上たってしまった」とゲイツ教授が云われたことを思い出す。1934年に出版された『イリノイ中央鉄道とその開拓事業』⁽¹⁾を最初として、今日までに発表された教授の研究は、著書8冊、論文は50篇に近い。その間、公有地史研究の推進者として、つぎつぎに新しい問題を提起し解決してゆくと同時に、多数の優れた研究書を養成し、今なお第一線に立っておられる教授の姿は、専攻分野を問わず、多くの歴史家の尊敬と愛情を集めている。最近、その magnum opus ともいふべき『公有地法発展史』⁽²⁾が上梓され、また教え子たちによる記念論文集が刊行されたのを機会に、アメリカ公有地史研究におけるゲイツ教授の業績を紹介してみたいと思う。

もっとも単に量的な面からのみいっても、ゲイツ教授の著作を紹介することは容易ではない。例えば『公有地法発展史』一冊を取上げても、大英和辞典ほどの大きさの版、800頁に、二段組みでぎっしり印刷されているのであって、読み通すだけでも一仕事というものが正直なところである。しかも教授の著作は、たとえ

概説書風のものであっても、大部分がオリジナルな調査研究の上に立って論述されており、極めて密度が高い。まして、かかるゲイツ教授の業績を、アメリカ史学界の全体の流れの中で位置づけるなどということは非常に難しい。ただ幸いなことに、前記の記念論文集にゲイツ教授の師にあたるハーヴァード大学名誉教授フレデリック・マーク博士(Frederick Merk)が序文を寄せられ、その中でかつての弟子の仕事に対して、きめ細かな評言を与えておられる。以下、マーク博士の評価にそいつつ、ゲイツ教授の業績をたどってゆきたい。

アメリカ公有地史研究の動向については、かつて述べたことがあるが、そこにおいて触れたように、公有地に対する歴史家の関心が、ターナーのフロンティア論文によって惹き起こされたことは明らかである。ターナーは、その前年(1892年)に発表された「アメリカ史における諸問題」⁽³⁾という論文の中で、すでに公有地処分の重要性を指摘しているが、多くの公有地史家がターナー門下に育ったことは偶然ではない。ところで、公有地に関する初期の研究は、主に政治史的なものであり、端的にいえば公有地政策史であった。すなわち、いかにして各種の公有地法令が成立したか、その背後にいかなる利害関係が存在し、いかに妥協がおこなわれたか等々が主たる考察の対象となった。トリート⁽⁴⁾、ヒバード⁽⁵⁾、ウエリントン⁽⁶⁾、スティーヴンソン⁽⁷⁾、等の業績はいずれも、かかる見地からなされたものであり、ロビンズもその伝統を受け継いでいる。

上記の書物は、ロビンズのものを除き、いずれも1920年代前半までに出版されたものであるが、20年代後半に入ると、いく分新しい傾向が生れてきた。いかにして土地法が成立したかではなく、成立した土地法

注(1) Paul Wallace Gates, *The Illinois Central Railroad and Its Colonization Work*, Harvard Economic Studies, XLII (Cambridge, Mass., 1934).
 (2) *History of Public Land Law Development* (Washington, D.C., 1968).
 (3) David M. Ellis, ed. *The Frontier in American Development: Essays in Honor of Paul Wallace Gates* (Ithaca and London, 1969).
 (4) 岡田泰男「アメリカ公有地史研究の動向」(『社会経済史学』30-2)
 (5) Frederick Jackson Turner, "Problems in American History," *Aegis*, VII (1892), reprinted in *Frontier and Section: Selected Essays of Frederick Jackson Turner* (Englewood Cliffs, 1961).
 (6) Payson Jackson Treat, *The National Land System, 1785-1820* (New York, 1910).
 (7) Benjamin Horace Hibbard, *A History of the Public Land Policies* (New York, 1924).
 (8) Raynor G. Wellington, *The Political and Sectional Influence of the Public Lands, 1828-1842* (Cambridge, Mass., 1914).
 (9) George M. Stephenson, *Political History of the Public Lands from 1840 to 1862: from Preemption to Homestead* (Boston, 1917).
 (10) Roy M. Robbins, *Our Landed Heritage: The Public Domain, 1776-1936* (Princeton, 1942).

がいかに機能したかに関心が払われるようになったのである。すなわち公有地法の実施運用過程が考察対象となってきたといえよう。もちろん、例えばヒバードにしても、こうした面に全く無関心だったわけではないが、とくに公有地法の運用とその影響という点を前面に押し出したのはジェイムズ・ヘッジス (James B. Hedges) であった。彼は、とりわけ、公有地を付与された鉄道会社による土地の処分と、鉄道による開拓事業に注目した。この問題にひきつけられたヘッジスの教え子の一人が、若き日のゲイツ教授であった。

ゲイツ教授の処女作たる『イリノイ中央鉄道とその開拓事業』において、前述の二傾向は巧みに組合わされている。その前半は、いわば政治史的な面に重点がおかれ、いかにして鉄道に対する最初の公有地付与がなされるに至ったかが描かれる。新しい傾向を示すのは後半であって、鉄道による土地売却の方法、移住者誘致手段、鉄道会社による農業振興、等々が論ぜられる。本書出版の後にも、オヴァートンの研究をはじめ、公有地の付与を受けた鉄道に関する研究は多いが、『イリノイ中央鉄道』は、いわば一つのモデルを示す役割を果たしたのである。さらに土地投機についても詳細に述べられているが、この点は、まさに今日に至るまで、ゲイツ教授の興味の一つの中心をなしている。

本書が刊行された1930年代前半、アメリカ経済は大恐慌後の不況の最中にあり、農業も沈滞の極にあった。かかる状況の下で、人々は過去の土地配分と利用方法の誤りに気付かぬわけにはゆかなかった。かつて豊かな農業地域であった土地が荒廃し、大平原はダスト・ストームに襲われ、極西部の放牧地帯は過度の放牧から利用不可能になっていた。五大湖北部の伐採跡地、テネシー河流域やアパラチア南部の貧しい農民の暮し、中西部における小作制の増大が人々の注目を集めた。農業調整局(AAA)の土地政策部(Land Policy Section)

は、まさにこうした問題に取り組んだのであって、かの『南部農業史』のグレイが、その長をつとめていた。ゲイツ教授は、当時バックネル大学に教鞭をとっていたが、1934年、土地政策部のスタッフの一員となり、上記諸問題の歴史的背景と公有地政策との関連を研究することとなった。

ここでの研究成果の一部は1935年に「連邦政府の最近の土地政策」⁽¹¹⁾として発表されたが、公有地史家としてのゲイツ教授の存在を人々に印象づけたのが、翌年『アメリカン・ヒストリカル・レビュー』に発表されたホームステッド法に関する論文であったことはいうまでもない⁽¹²⁾。近年、学術誌に発表された著名な論文を集めて再版する形式の出版物が流行しているが、教授のホームステッド論文は、少くとも10種類以上の論文集に再録されている。さて、土地政策部のスタッフとしての調査研究の過程で、ゲイツ教授の関心は、相互に矛盾する立法、放漫な行政、投機業者による不正と、その結果としての大土地所有に集中された。従来の政策の失敗を正そうというニュー・ディール期の雰囲気の中で、教授の目はまず、公有地処分制度の内的矛盾に向けられた。とくに、1862年、国会が旧来の処分方針を保ちつつ、それとは目的の異なる新政策を採用したことが、いわば諸悪の根原の一つであった。

旧来の方針は、公有地を連邦政府の財政源と看做すものであり、先買権法にせよ、州への公有地付与にせよ、軍人報奨用の土地証券にせよ、同じ原則に立つものであった。公有地を開拓民に無償で与えるというホームステッド法は、それとは異なる原則に立つものであったにもかかわらず、旧来からの土地法の上に接木されてしまった。その結果、ホームステッド法の効果は制限され、土地投機が横行することになる。新旧両原則の並存は、ホームステッド法の転換条項(すなわちホームステッド取得申請地を、先買権地に変更して購入し

注(11) James B. Hedges, "The Colonization Work of the Northern Pacific Railroad," *Mississippi Valley Historical Review*, XIII (1926), 311-342; "Promotion of Immigration to the Pacific Northwest by the Railroads," *Mississippi Valley Historical Review*, XV (1928), 183-203; Henry Villard and the Railways of the Northwest (New Haven, 1930).
 (12) Richard C. Overton, *Burlington West: A Colonization History of the Burlington Railroad* (Cambridge, Mass., 1941).
 (13) Lewis Cecil Gray, *History of Agriculture in the Southern United States to 1860* (2 vols; Washington, D.C., 1933).
 (14) "Recent Land Policies of the Federal Government," in National Resources Board, *Certain Aspects of Land Problems and Government Land Policies*, in *Report on Land Planning*, Pt. VII (1935), 60-91.
 (15) "The Homestead Law in an Incongruous Land System," *American Historical Review*, XLI (1936), 652-681.

得ること)にも見られる。公有地処分行政の放漫さは、それ以前にも存在しており、不正行為を可能ならしめていたが、処分制度自体の混乱が事態を悪化させた。ホームステッド取得条件がゆるやかであったことや転換条項の存在が、大小の投機業者のつけこむところとなり、大規模な投機的所有地の成立をもたらしたのである。

1936年のホームステッド論文は、学界におけるそれ以前の楽観的見解を大幅に修正せしめたが、それと同時にゲイツ教授のその後の研究の方向を定めることとなった。ホームステッド法が、その立法者の意図はともあれ、実際に開拓に従事する人々にとって十分な恩恵を与えられなかった事実、豊富な資金と知識を持つ投機業者が、開拓民の先廻りをして良い土地を独り占めしてしまった事実、これらが、公有地史研究の出発点における基本的認識であった。本来、開拓民のために制定されたはずの公有地法が彼等に利益を与えず、むしろ投機業者の跳梁を許してしまった点が、単にニュー・ディール期における過去の政策への批判者としてではなく、歴史家としてのゲイツ教授の学問的関心をひいたのであった。その後、様々なトピック、地域が考察の対象となったが、中心的な課題は上記の問題にはかならない。教授の研究の集大成ともいべき前述の『公有地法発展史』の序文にも、次の如き一節がある。「財政収入の必要性が大であった初期の時代を除き、公有地制度及び個々の公有地法の目的は土地を実際の開拓民の手に渡すことであると、くりかえし明言されている。私はこの点を心にとどめ、制度及び法律が上記の目的達成にどの程度貢献したかによって、その成功失敗を判断することにした。」

ホームステッド論文の発表された1936年、ゲイツ教授はコーネル大学へ移った。モーゼス・コイト・タイラー (Moses Coit Tyler) やカール・ベッカー (Carl L. Becker) の伝統をつぐコーネル大学で、教授はその後ずっと教鞭をふるい、研究を継続してゆくこととなる。先ず、中西部草原地域における小作制の増大が関心の的となった。この地域における小作農場の増加は、とくにそれが合衆国の最も豊かな農業地帯であるだけに、1920年代から30年代にかけて、人々の注目を集め

ていた。南部における小作制の普及は、その原因が南北戦争後の農制の変化によることが明らかであった。ゲイツ教授の研究は、中西部における小作制が、いわばフロンティア時代の遺産であって、公有地処分によって生じた大土地所有と関連があることを明らかにした。一連の論文のうち、1941年『ジャーナル・オブ・エコノミック・ヒストリー』創刊号に発表されたものがあるが、教授は同経済史学会の創設メンバーの一人でもあった。

さて、上記の大土地所有の中には、純粋に投機的な目的によるものも存在したが、最初から小作制を導入する目的でつくられたものもあった。ウィリアム・スカライ (William Scully) の所有地はその良い例である。さらに、cattle kings などと呼ばれた大牧畜業者の所有地も存在した。これらは1850年代から60年代にかけて、オハイオ、インディアナ、イリノイに広まったものであるが、牧畜業の西漸と変遷につれて、次第に分割され小作農場化していった。1920年代から30年代にかけて、小作農場率が著るしく高い地域は、かつて、これら大牧畜業者の所有地であった。

小作制の発展に寄与した要因として、公有地政策が投機業者や資本家による大土地取得を容易ならしめたことは、もちろん強調されねばならない。しかし、大草原地域における農場建設の困難さ、とくに開拓農民にとっての経済的負担の重さも忘れてはならない。プレーリー土壌の開墾、排水、さらに木材の少ない土地での柵囲いの費用は、森林地域におけるよりも、はるかに大きかった。それらの資金を借りるとすれば、利率は著るしく高く、不況期には抵当に入れた農場が差押えられることもしばしばあった。農場を失い、移住費も持たぬ農民にとって、残された道は小作人になることであった。いわゆる「農業の梯子」を登って農業労働者から農場主になった者の存在することは否定できないが、同じ梯子を下降した者も多かった。以上、地主小作制に関しては、前述の1941年の論文の他、「西部の発展における土地投機業者の役割」(1942年)、「⁽¹⁷⁾ 辺境の地主と開拓地の小作人」(1945年)、「⁽¹⁸⁾ プレーリーの大牧場主」(1948年)を、そして発表年代は大分後になるが「⁽¹⁹⁾ 辺境の大土地取得者と農場労働者」(1957年)

注(16) "Land Policy and Tenancy in the Prairie States," *Journal of Economic History*, I (1941), 60-82.

(17) "The Role of Land Speculator in Western Development," *Pennsylvania Magazine of History and Biography*, LXVI (1942), 314-333.

(18) *Frontier Landlords and Pioneer Tenants* (Ithaca, 1945).

(19) "Cattle Kings in the Prairies," *Mississippi Valley Historical Review*, XXXV (1948), 379-412.

が主要な論文である。⁽²¹⁾

すでに1936年のホームステッド論文でもふれられているが、インディアン保留地も亦、大土地所有の成立に預かって力があつた。この問題は、1942年にインディアナ歴史協会 (Indiana Historical Bureau) から出版された『ジョン・ティプトン文書』に付せられた長文の「序文」において扱われている。⁽²²⁾ ティプトンはインディアナの政治家であり、1830年代には、ポタワトミ (Pottawatomie) 及びマイアミ (Miami) インディアン担当の連邦政府事務官であった。これらのインディアンの土地は、ウォバッシュ河 (Wabash) の北部に存在したが、それが白人の手に渡るに至った間には、インディアンとの交易をおこなう白人商人が介在していた。商人は食糧、銃器、ウィスキー等を売り付け、毛皮と交換していたが、取引の結果はインディアンが借金を負うことになり、その負債が累積していった。白人商人は、かかる負債が最終的にはインディアンによる土地売却 (連邦政府に対する) によって返却されることを期待していた。連邦政府とインディアンとの間の土地譲渡の協定は、しばしば白人商人の仲介によって結ばれたが、かかる協定は通常インディアンによる負債の返却についての条項を含んでいる。ポタワトミとマイアミ族との協定は1830年代末に締結されたが、そこにも同様の条項が含まれていた。

上記の諸協定は、さらにインディアンの首長達に対し、特定の土地を分割保留して与えた。インディアンの土地は元来種族の所有するところであったが、この保留地は首長等の私有地とされたわけである。ところで、かかる土地は実際には、協定が結ばれる以前に、密約によって白人商人や投機業者、さらには政府事務官に確保されていた。したがって首長のための分割保留地が、いろいろな点で白人にとって好ましい土地 (例えば水利地) であったことは不思議ではない。かくして、良い土地は、連邦政府の公有地となることなしに、投機業者の手に渡ってしまったのである。ティプトンは、自らが事務官として交渉に助力した協定によって利益を受けることに、何らやましさを感じていなかった。彼は財産を得、インディアナ選出の合衆国上

院議員となった。

インディアンの土地が、連邦政府の公有地となることなしに白人に取得されてしまったという点で、ゲイツ教授の注目をひいたのはカンサスにおける事態であった。とくに農業に適したカンサスの東部が問題であった。この地域のインディアンは、元米ミシシッピ河以東に住んでいたが、前記のポタワトミとマイアミの如く、その地を追われて移住してきた種族であった。彼等の保留地には、はっきりした境界が定められており、当初は「永遠に」あるいは「川の水の流れる限り」インディアンの土地になるはずであった。しかし、白人にとって、それは2、30年の間という意味しか持たなかった。カンサスのインディアン保留地は1854年から55年にかけて、続いて1859年から68年にかけて、一連の協定によって白人のものとなっていった。

かかる協定の結果、4種類の土地が生じた。すなわち、(1)インディアンの個人所有地、(2)信託譲渡地、(3)連邦政府所有地、(4)残余のインディアン保留地である。(1)は、インディアンを白人と同様な自作農にするという趣旨のもの、(2)はインディアンのために、インディアン事務局 (Indian Office) により売却されるもの、(3)は一般の公有地として公有地法の下に処分されるもの、(4)は保留地として種族による所有にとどまるものである。1854年から55年にかけての協定が適用された土地のうち、(4)の保留地以外はすべて1860年前に白人の所有に帰ってしまった。1859年からの第二次の一連の協定では、(4)の保留地部分も、インディアン事務局の監督下に売却されることとなった。しかも、白人側の買手は、しばしば前もって決まっていることが多く、買手の多くは鉄道会社であった。

インディアンの土地のうち、オセイジ族 (Osage) の保留地は最大規模のものであり、かつ最後まで残っているものであった。1865年に一部分が売却されることになったが、残りの部分もじきに白人の狙うところとなった。そして、ジェームズ・ジョイ (James F. Joy) の支配下にある鉄道が、インディアン事務局と結び、1868年に至って、残余のオセイジ族の土地を、エーカー当たり20セントで購入することとなった。この協定に

注(20) "Frontier Estate Builders and Farm Laborers," in Walker D. Wyman and C.B. Kroeber, *The Frontier in Perspective* (Madison, 1957), pp. 143-164.

(21) 他に, "Land Policy and Tenancy in the Prairie Counties of Indiana," *Indiana Magazine of History*, XXXV (1939), 1-26; "Hoosier Cattle Kings," *Indiana Magazine of History*, XLIV (1948), 1-24.

(22) "Introduction," in *The John Tipton Papers*, Nellie A. Robertson and Dorothy Riker, eds. Indiana Historical Collections (Indianapolis, 1942).

対しては、国会にも一般にも反対の声が高く、その結果、グラント大統領によって取消された。さらに、インディアン事務局を通じての協定による土地の取得という方法は、1871年に廃止されることとなり、その後は、インディアン保留地の取得と処分に関して、すべて国会が責任を負うこととなった。

「カンサスの土地政策をめぐる闘争」と副題のある『フィフティ・ミリオン・エイカーズ』は上記の問題を扱ったものである。題名の5千万エーカーとは、カンサスの全面積を指しているが、一般の公有地法の下に処分されたのは、その53パーセントにすぎなかった。残り47パーセントはインディアン事務局によって売却されたり、州や鉄道に付与されたりした。別のいい方をすれば、一応開拓農民のために制定された先買権法やホームステッド法が適用され得たのは、カンサス全体の約半分ではなかったわけである。

アメリカ史においてカンサスが問題とされるのは、奴隷制をめぐる争いの故にであった。ゲイツ教授の研究は、奴隷制の問題が表面的なものにすぎず、根底にあるのが土地問題であったことを明らかにした。事実、奴隷制支持者と反対者との対立は次第にはっきりしないものとなっていったのであり、本来の対立は市街地投機、インディアン保留地、鉄道建設等々、土地をめぐる争いだったのである。さらに後の、激しい農民運動、反鉄道運動も、土地問題と結びついていることを忘れてはならない。鉄道による大土地の取得やインディアン事務局の操作に対する反感は、1870年代以降にも存続した。協定によるインディアンの土地の取得が終了した1871年は、鉄道に対する公有地付与が打切られた年でもあった。しかし、カンサス全体の約5分の1は鉄道所有地となっており、貧しい開拓民は州西部の乾燥地域に向うはかばかであった。ポピュリズムの高揚の背後にあったのは、かかる事態であった。

ホームステッド法の効果を妨げ、大土地所有を成立せしめたものは、インディアン保留地の処分や、鉄道への土地付与にとどまらない。ホームステッド法が成立して、わずか13日後に、農科大学創設法(Agricultural College Act) いわゆるモリル法(Morrill Act)が国会を

通過した。この法律は、公有地政策の批判者たるジョージ・ジュリアン(George W. Julian)によって「一般教育の補助育成という偽りの口実の下に、公有地の独占を奨励し、生産の発展を阻害し、開拓民の困苦を増加させる法案」と命名さるべきであったと呼ばれている⁽²⁴⁾。その内容は、農科大学設立の財源として、各州に、国会議員の人数に応じて、公有地を付与するものであった。自州内に公有地を持たぬ東部諸州は、土地証券を与えられた。ニュー・ヨーク州はその人口に比例して大量の土地証券を与えられたが、それがいかに利用され、いかなる結果を生んだかという問題が『ウィスコンソンのコーネル大学所有林地』⁽²⁵⁾の主題である。

ニュー・ヨーク州は計989,920エーカー分の土地証券を与えられたが、そのほとんどは、同州イサカの実業家エズラ・コーネル(Ezra Cornell)に売却された。その代金と、コーネル自身の寄付金を基金として、コーネル大学が設立された。したがって、この大学は一部分(人文・社会科学系統)は私立であり、他の一部(農学部系統)は州立となっている。さて、コーネルは、上記の土地証券によってウィスコンシンに広大な林地を取得し、その利益はすべてコーネル大学へ寄付されることとなっていた。林地は値上りするまで保持され、やがて伐木業者に売却されたが、コーネル大学の得た利益は計5百万ドルに上った。もちろん、かかる成功が、それほど簡単に得られたわけではない。とくに不在者たるコーネル所有地に、ウィスコンシンの地元が課する高率の税金や、盗伐や火災に対して、コーネル側は常に注意していなければならなかった。そして、地元でコーネル大学に対する悪感情が残ったことも事実であった。

土地投機が全般的に見て利益があったか否かという点で、ヒバードやシェイファーは、いわば悲観論であった⁽²⁶⁾。ゲイツ教授の研究は、土地投機が大きな利益をもたらす得ることと、投機業者に対して開拓民がいかに不利な立場におかれるかを、明らかにした。コーネルは単に大量の土地証券を取得したのみならず、最良の林地を選択し、それを不公平な課税や盗伐や火災から保護するための人材を有していた。さらに、林地を、

注(23) *Fifty Million Acres: Conflicts over Kansas Land Policy, 1854-1890* (Ithaca, 1954).

(24) George W. Julian, "Our Land Policy," *The Atlantic Monthly*, XLIII (1879), 333.

(25) *The Wisconsin Pine Lands of Cornell University: A Study in Land Policy and Absentee Ownership* (Ithaca, 1943).

(26) Hibbard, *Public Land Policies*, p. 227; Joseph Schafer, *The Social History of American Agriculture* (New York, 1936), pp. 23-26.

あるいは立木を何時売却すべきかについての判断も的確であった。伐採跡地は土地業者に売却され、農耕には適さなかったにもかかわらず、何も知らぬ開拓民に転売されたのであった。もちろん、モリル法による土地証券が、すべての場合にかかる大きな利益をもたらしたわけではない。同書にはロード・アイランドの「ブラウン大学の不運」な例も述べられている。

なお、上記の研究には当然コーネル大学の史料が多数利用された。当時かかる史料は大学の各所に散在していたが(同書の文献目録を見よ)、今日では大学関係文書として一個所にまとめられ、さらにニュー・ヨーク州近辺の史料のコレクションも付加されている。もちろん、ニュー・ヨーク、あるいは東部諸州に関する史料が多いが、東部には西部の土地への投資家が多数存在したわけであるから、公有地史関係のものも少なくない。ゲイツ教授の教え子であるアラン・ボウグの中西部の農場抵当に関する研究や、マーガレット・ボウグのイリノイの土地所有と土地利用についての研究は、いずれもこのコレクションの史料を主に利用している。かかる史料の蒐集や、さらにコーネル大学図書館におけるアメリカ史関係文書のコレクションを充実させたことは、直接に著作としては現われないが、歴史家としてのゲイツ教授の貴重な業績である。

さて、大土地所有の形成をもたらしたものとして、最後に忘れてならないのは、合衆国以外の政府によってなされた土地付与である。合衆国の領土はルイジアナ買収等々を通じて拡大していったわけであるが、かかる地域をそれ以前に支配していた政府も、土地付与をおこなっていた。フランス、スペイン、イギリス、メキシコ等の支配下において土地を与えられた者の権利は、新しい支配者たる合衆国政府も当然、これを尊重しなければならぬ。ただ問題となるのは、そうした付与地の境界が不明確であったり、付与された事実そのものが怪しかったりすることが多かった点である。ゲイツ教授は、1956年に発表された論文で、まず南部における、こうした土地の問題を扱った⁽²⁷⁾が、その後、カリフォルニアに関心を集中させた。

カリフォルニアに合衆国の支配権が及んだのは1848年のことであるが、それ以前に、およそ800件に上る土地付与がなされていた。いずれも、農業、牧畜に、

好適な土地であって、総面積は13,000,000エーカー以上におよんでいた。しかし、個々の付与地の境界は不明確であって、そこそこで重複しており、その上、土地付与の際の条件が満たされていないものも多かった。付与された土地にはすでに譲渡されたものもあり、一家族で何件もの付与地を有する場合もあった。合衆国の領事であったトマス・ラーキン(Thomas O. Larkin)の如きは5件の付与地を有し、内4件のみで面積は164,000エーカーに達していた。かかる旧来の権利の確定がなされぬ内に、開拓民が無断移住者として入り込んだのであるから、混乱が生ずるのは明らかであった。

国会には、上記の如き旧来の権利をいかに扱うかについて、二派が存在した。なるべく厳格に調査して、怪しげなものは拒否せよというグループと、旧来の権利の審査は寛大におこなうべしと主張するグループである。前者は開拓民の利益を代表するものであったが、後者には「西部のチャンピオン」と呼ばれたベントン(Thomas H. Benton)が含まれていた。彼の義理の息子たるフレモント(John C. Fremont)は大量の付与地に対する権利を主張しており、当然のことながら寛大な審査を支持していた。結局、付与地に対する権利の主張者は、委員会において審査を受け、その判定に不服な者は連邦裁判所に提訴し得ることとなった。これが1851年のカリフォルニア土地法である。

上記の委員会は、権利主張者に対して極めて寛大であった。土地付与の文書はいうまでもなくスペイン語で書かれていたが、委員のほとんどはスペイン語を知らず、メキシコの法律についても無知であった。さらに、連邦裁判所は、この委員会以上に寛大であったことも付言しておく必要がある。ところで、このような土地に対する所有権が確定されると、そこへ入り込んでいた無断移住者と所有者との間に争いが生ずる。ここで問題となるのが「占有権」(Rights of Occupancy)である。占有権は多くの州法において認められており、その下では、未墾地に住みついた開拓民は、後になってその土地が他人の所有するところであることが明らかになっても、開墾費の補償を受けるまでは、放逐されずにすんだ。カリフォルニアにおいても、無断移住者は占有権が認められることを希望し、1856年、州議

注(27) Allan G. Bogue, *Money at Interest: The Farm Mortgage on the Middle Border* (Ithaca, 1955).

(28) Margaret Beattie Bogue, *Patterns from the Sod: Land Use and Tenure in the Grand Prairie, 1850-1900*, Collections of the Illinois State Historical Library, XXXIV, Land Series, I (Springfield, Ill., 1959).

(29) "Private Land Claims in the South," *Journal of Southern History*, XXII (1956), 183-204.

会は占有権法を成立せしめた。しかし、州最高裁判所は、それが合衆国憲法に違反しているとして、無効を宣したのであって、大土地所有者の安全は確保された。⁽³⁰⁾

開拓民の権利として、公有地の先買権や、ホームステッド取得権は、公有地史家によって、くりかえし述べられてきた。しかし、それらと同様に重要な占有権については、ほとんど無視されてきたといつてよい。これは、占有権が主に各州の立法によって与えられたこと、又、公有地処分⁽³¹⁾の法律と直接には結びつかぬことによるものといつてよい。しかし、この権利が開拓民にとっていかに重要なものであるかはいうまでもない。ゲイツ教授は、1962年、ミシシッピ・ヴァレイ歴史協会 (Mississippi Valley Historical Association) の大会における会長講演において、この問題を取り上げた。⁽³¹⁾

カリフォルニアにおいて占有権が争点となったことは前述の通りであるが、元来この権利の法的承認は東部、とくにケンタッキーを中心としておこなわれるに至ったものであった。ケンタッキーの土地は、ヴァージニアの支配下にあった時期に大量に払下げられ、正確な境界が引かれぬままに、権利が重複していった。ケンタッキーの土地に対する何らかの権利の合計は、州の全面積の4倍に達していたといわれる。土地をめぐる紛争が頻発したのも無理はなかった。ある種の権利を有した開拓民が、せっかく開墾した土地を、より正当な土地所有者によって追われることも稀ではなかった。かかる開拓民を保護するため、ケンタッキー州議会は、一連の法律を制定した。すなわち、開拓民が放逐される場合には、開墾費の補償がなされるべきこと、7年間、他から妨げられずに占有を続けた場合には、それ自体で土地に対する権利の確立と看做さるべきこと、土地に対する正当な権利の所有者といえども勝手に占有者を追出し得ぬこと、ただし、かかる保護が与えられるのは、その土地に対する一応の権利を有する開拓民に限られること、等である。同様の法律は、土

地をめぐる紛争が多かったヴァーモント、テネシー、その他においても制定された。

しかし、1821年、合衆国最高裁判所は、ケンタッキーの占有権法が、合衆国憲法に照らして違憲であると判決した。占有権法は、いうまでもなく、普通法の厳格性を矯正し、開拓民を保護するためにつくられた衡平法としての性質を有していた。かかる点を無視した最高裁の判決に対し、ケンタッキーをはじめ各州は反撥した。その後も諸州で占有権法が制定され、実施されたのみならず、開拓民に対する保護の度合を強めた場合もある。ただ、カリフォルニアの場合、何らの権利をも有さぬ無断移住者にも占有権を認めるものであったために、前述の如く、州最高裁により違憲の判決が下されたのであった。

さて、最初にも述べたように、ゲイツ教授の関心は、公有地政策の形成過程よりは、成立した公有地法の運用とその影響という面におかれていた。したがって公有地処分後の土地利用も当然、考察の対象に入ってくる。以下、かかる面での業績、別のいい方をすれば、農業史家としてのゲイツ教授の業績について述べよう。農業史の著書としては『農民の時代』⁽³²⁾、『農業と南北戦争』⁽³³⁾そして『カリフォルニアの牧場と農場』⁽³⁴⁾の3冊をあげることができる。『農民の時代』は、例のホルト・ラインハート・シリーズの10巻からなる「アメリカ経済史」中のものであって、1815年から1860年に至る間の農業を扱っている。このシリーズは、編集者、著者の氏名を見ても明らかな如く、一つの時期のアメリカ経済史学界の水準を示すものであり、その意味で、もう一世代前のカーネギー・インスティテューションによるシリーズに比肩し得るものである。ゲイツ教授の担当した部分は、したがって、ピドウェル及びフェルコナーの『北部農業史』⁽³⁵⁾とグレイの『南部農業史』⁽³⁶⁾の19世紀以降の部分と比較され得るであろう。カーネギー・シリーズの両著が単なる概説書でなかったのと

注(30) "Adjudication of Spanish-Mexican Land Claims in California," *The Huntington Library Quarterly*, XXI (1958), 213-236; "California's Embattled Settlers," *California Historical Society Quarterly*, XLI (1962), 99-130; "Pre-Henry George Land Warfare in California," *California Historical Society Quarterly*, XLVI (1967), 121-148.

(31) "Tenants of the Log Cabin," *Mississippi Valley Historical Review*, XLIX (1962), 3-31.

(32) *The Farmer's Age: Agriculture, 1815-1860*, The Economic History of the United States, III, eds. Henry David, Harold U. Faulkner, Louis M. Hacker, Curtis P. Nettels, and Fred A. Shannon (New York, 1960). 同じシリーズの他の巻の著者は Lawrence A. Harper, Curtis P. Nettels, George Rogers Taylor, Fred A. Shannon, Edward C. Kirkland, Harold U. Faulkner, George Soule, Broadus Mitchell, and Donald L. Kemmerer.

(33) *Agriculture and the Civil War* (New York, 1965).

(34) *California Ranches and Farms, 1846-1862* (Madison, 1967).

同様、ゲイツ教授の書物も主たる部分はオリジナルな研究に基づいている。とくに大切なことは、マーク博士が適切にも、a feeling of kinship with the farmer と呼んだものをゲイツ教授が身につけている点であり、それが『農民の時代』を生き生きさせている。著名な農業史家ハリー・カーマン (Harry J. Carman) は、かつて自らを「進路をあやまった農民」と呼んだそうであるが、マーク博士によれば、ゲイツ教授も亦、その仲間の一であるという。

このことは同時に、ゲイツ教授の描くアメリカ農民の像を、現実的なものとしている。教授の土地投機に関する論文を読む者は、教授が投機業者に厳しく、開拓農民に同情的であることを、容易に推測し得るであろう。しかし、例えばターナーの描くようなロマンチックな開拓民像は、アメリカ農民の実態とは著しく異なっている。ゲイツ教授は別の個所で「あからさまに云ってしまえば、多くのアメリカ人が西部へ行ったのは greed の故にであった」と述べているが、かかる認識は『農民の時代』⁽³⁷⁾においても見られる。アメリカの農民にとって、土地は子孫に伝えるべきものというよりは投機の対象であったし、又、自給自足ではなく商品生産こそが農業の目的であった。ある意味でいえば、かかる実態の認識を欠いていたことが、公有地政策の立案者にとって致命傷であった。そして、ジェファソンの農民像の幻影が、農民さらには農村社会の実態の把握を妨げていたのである。

『農業と南北戦争』は、南北戦争百年祭記念の「南北戦争の影響」というシリーズの一冊として出版されたものであるが、『農民の時代』の続篇ということもできる。この書物では、先ず南北戦争中の南部農業の状態、とくに綿花栽培から穀物生産への転換の努力と、かかる努力にもかかわらず戦争末期には飢餓に近い食料不足におちいったことが述べられる。次いで北部においては、小麦と食肉の輸出を通じて農業が繁栄し、農業機械の普及によって生産性が向上したことが描かれ、最後に合衆国全体としての問題がとり上げられている。ここではモリル法、農務省の設立、鉄道に対す

る公有地付与、そしてホームステッド法が論じられているが、最も注目すべきはホームステッド法に関する部分である。公有地史家としてのゲイツ教授の名を高からしめたのが、1936年に発表された同法についての論文であることは前述した。この論文の影響があまりに大きすぎたために、アメリカ史のテキスト等において、ホームステッド法の持つ積極的意義が無視される傾向が生じた。いわば振子がゆれすぎてしまったともいえよう。

1962年、ホームステッド法百年祭を記念して開かれたシンポジウムで、ゲイツ教授は上記の傾向を是正するための論文を発表し、さらに1964年「アイオワにおけるホームステッド法」⁽³⁸⁾という論文を発表した。『農業と南北戦争』における叙述は、それらをまとめたものであって、ホームステッド法が、一般の農業に適する地域では開拓民にとって有益であり、1880年頃までは十分にその役割を果たしたことを指摘している。もちろん、公有地制度それ自体の混乱と、そうした中におけるホームステッド法の位置についての教授の見解は、基本的には変わっていない。しかし、力点の変化が目立ったために、前記シンポジウムの論文は「ゲイツ自身によるゲイツ説の修正」として学界の話題を呼んだ。なおホームステッド法に関するより総合的な判断は『公有地法発展史』⁽³⁹⁾に示されている。

さて、カリフォルニアの土地問題についての論文はすでに紹介したが、『カリフォルニアの牧場と農場』は、1848年から1862年間の農業を扱ったものである。元来は、当時の同州の農業状態に関するウォレン (John Quincy Adams Warren) の一連の書簡の紹介を意図したものであったが、序文にあたる部分が拡大され、初期カリフォルニア農業史となったわけである。土地問題、牧畜業、穀物生産、ブドウ栽培とブドウ酒の製造、そして灌漑について述べられ、ウォレンの書簡には詳細な註が付されている。

『牧場と農場』は1967年に上梓されたが、当時、教授はすでに『公有地法発展史』にとりかかっていた。本書は公有地法調査委員会 (Public Land Law Review

注(35) Percy Wells Bidwell and John I. Falconer, *History of Agriculture in the Northern United States, 1620-1860* (Washington, D. C., 1925).

(36) Gray, *History of Agriculture in the Southern United States*.

(37) "Discussion of Salutos' Paper," *Journal of Economic History*, XXII (1962), 473.

(38) "The Homestead Act: Free Land Policy in Operation, 1862-1935," in Howard W. Ottoson, ed. *Land Use Policy and Problems in the United States* (Lincoln, 1963), pp. 28-46.

(39) "The Homestead Law in Iowa," *Agricultural History*, XXXVIII (1964), 67-78.

Commission) の委嘱により書かれたものであり、鉱山法に関する章は、ユタ大学のロバート・スウェンソン (Robert W. Swenson) の筆になる。公有地に関する調査委員会は、今回のそれを含めて4回設置されている。最初のもは、1879年に設置され、ドナルドソンの公有地史は、その成果の一つである。次いで、1903年、セオドア・ルーズヴェルトの下に委員会が設置され、1929年にはフーヴァーの下で設置された。今回の委員会は1964年につくられたものであり、最近、その最終報告書が出された⁽⁴⁰⁾。同委員会は、調査計画のいわば基礎として、公有地法の歴史的研究をゲイツ教授に委嘱したのであり、準備段階においてはペファー (E. Louise Peffer) カーステンセン (Vernon Carstensen) オキアラハン (Jerry A. O'Callaghan) ボウグ等の公有地史家も協力している。

『公有地法発展史』は、当然、トリート、ヒバード、ロビンズ等の著書に比較されるが、その特色は、土地法の成立過程ではなく、機能に重点がおかれていることといつてよい。本稿の最初にも記したように、ゲイツ教授の関心は『イリノイ中央鉄道』の時代から、立法過程よりは運用過程におかれていた。かかる立場は、個々の土地法を対象とする場合にも、公有地法全体を扱う場合にも、常に貫かれている。さらに、古いタイプの研究が、公有地をめぐる東部と西部の利害対立といった点に、最大の関心を集中させたのに対し、ゲイツ教授の注意は異なる方向に向けられた。すなわち、(1)開拓農民が適当な規模の農場を確保し得たか否か、(2)鉱山、森林、牧畜資源が有効に利用されたか否か、(3)成長しつつある国家の長期的利益が予測され、かつ守られたか否か、という問題である。教授の従来からの関心が特に第一のそれに向けられていたことは明らかであって、本書のかなりの部分はその点の解明にあてられている。しかし、本書の後半においては、第二、第三の問題がとりあげられ、とくに今世紀に入ってから事態が扱われている。

19世紀末にいたるまでの公有地政策は、大別して四つの目標を持っていたといえる。(1)政府の財政収入、(2)開拓の促進、(3)兵士に対する報酬、(4)教育機関の設置、道路、鉄道建設等の援助、である。このいずれの目標を優先させるかについて議論が分れ、その時々

状況に応じて、さまざまな公有地法が制定された。19世紀末になって、新たに、(5)資源保全、という目標が加わり、公有地の処分それ自体の是非が問われるに至った。そして今世紀に入ってから、(6)公有地の多目的利用、ということが政策全体の基調となってきた。本稿で紹介してきたゲイツ教授の業績は、主に(1)から(4)の目標を達成させるための諸政策の検討に重点がおかれていたが、『公有地法発展史』は、それらの総括であると共に、(5)および(6)についての今後の研究者の出発点となるであろう。

ゲイツ教授の研究は、常にマニユスクリプト史料の発掘とその利用の上に立っておこなわれてきた。「他人の研究を利用してエッセイをまとめるのも悪くはないが、自ら史料を見つけ出して、リサーチをおこなうことが大切」であると教授はいっておられたが、これこそ正に教授の研究態度であった。法令集や国会議事録、諸官庁、諸機関の報告書の類が使用されたことは当然であるが、むしろ、人目につかぬ未刊行の史料こそが重要であった。公有地処分に関する各種の帳簿類や記録、マニユスクリプト・センサスの農業についての部分、各地の裁判所における土地をめぐる紛争記録、郡役所の会議録や、土地譲渡及び抵当についての記録、連邦土地局やインディアン事務局の役人の書簡、土地投機業者や、弁護士、鉄道関係者の往復書簡等々、ゲイツ教授が発掘された史料は無数に存在する。しかも、これらの大部分は、ワシントンの国立公文書館や政府諸機関が保存しているものではなく、各地に散在しているものであった。日本流に言えば、ゲイツ教授は「足で書く歴史家」たる面をも有し、各地の自然、地勢、農民の暮らしをも熟知しておられる。また、19世紀に各地で発行されていた新聞や雑誌が十分に利用されていることはもちろんであって、例えば地方紙における賃貸農場や金融業者の広告、不動産税金納地の競売公告、農業労働者の賃金についての記事や、不在所有地についての論説等は、重要な史料として扱われている。当時の農民が接した新聞雑誌類を、教授がいかに良く読んでいたかは、『農民の時代』を見ればすぐに気付くところである。オリジナルな史料を良く知っていることが、教授の議論を、具体性と説得性に富むものとしている。

注(40) Thomas Donaldson, *The Public Domain: Its History, With Statistics* (Washington, D.C., 1884).

(41) *One Third of the Nation's Land: A Report to the President and to the Congress by the Public Land Law Review Commission* (Washington, D.C., 1970).

公有地史研究におけるゲイツ教授の業績は、何よりも先ず、優れた問いを發したことにある。19世紀のアメリカに大土地所有が成立したことは、紛う方なき事実であった。それがいかにして成立したか、公有地の現金売却、軍人証券や農科大学証券による取得が、どの程度に貢献したか。鉄道への付与地、州有地、インディアン保留地等の処分との関係はどうであったか。開拓促進のための諸法の悪用が大土地所有を生み出したか否か。ホームステッド取得申請者中、どの程度が成功したか。失敗した者の理由は何か。彼等による土地投機はどの位おこなわれていたか。これらの問いを發することが、すでに、固定化した公有地政策についての観念を打ちこわすことであった。それに対する解答は、伝説化したフロンティア社会像に新風を吹きこんだ。

最後に、教室におけるゲイツ教授を忘れることはで

きない。コーネル大学における「西部史」の講義は多くの学生を魅了した。私と一緒にクラスに出ていた生徒の一人が、Too nice to miss といったが、この言葉がまさに当てはまる授業であった。さらに、大学院の教授のセミナーからは、優秀な歴史家が輩出した。マーク博士は Producer of producing scholars という呼び名を、ゲイツ教授に与えておられる。ペンスン、エリス、ヤング、ニュー、エリクスン、ボウグ夫妻、シャーパー、デッカー、ロスシュタイン等の名をあげるだけでも、マーク博士の表現がいかに適切であるかが解る。つけ加えるならば、ゲイツ教授の夫人も亦、カナダの土地政策の研究に従事しておられる。あの旧式のレミントンタイプライターから、今後も引き続き豊かな研究成果が生み出されることを祈りつつ、ゲイツ教授の業績の紹介を終りたい。

注(42) Lee Benson, *Turner and Beard: American Historical Writing Reconsidered* (New York, 1960).

(43) David M. Ellis, *Landlords and Farmers in the Hudson-Mohawk Region, 1790-1850* (Ithaca, 1946).

(44) Mary E. Young, *Redskins, Ruffshirts and Rednecks, Indian Allotments in Mississippi and Alabama, 1830-1860* (Norman, 1961).

(45) Irene D. Neu, *Erastus Corning, Merchant and Financier, 1794-1872* (Ithaca, 1960).

(46) Charlotte Erickson, *American Industry and the European Immigrant, 1860-1885* (Cambridge, Mass., 1957).

(47) Allan G. Bogue, *Money at Interest; Margaret B. Bogue, Patterns from the Sod*.

(48) Harry N. Scheiber, *Ohio Canal Era* (Athens, Ohio, 1968).

(49) Leslie E. Decker, *Railroads, Lands, and Politics: The Taxation of the Railroad Land Grants, 1864-1897* (Providence, 1964).

(50) Morton Rothstein, "America in the International Rivalry for the British Wheat Market, 1860-1914," *Mississippi Valley Historical Review*, XLVII (1960), 401-418.

(51) Lillian Francis Cowdell Gates, *Land Policies of Upper Canada* (Toronto, 1968).